

大崎市介護保険事業者向けQ&A

No.	サービス種類	表題	質問	回答	備考	更新月
1	共通	施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について	通所介護を利用した同日に短期入所療養介護を利用することは可能か。	算定可能であるが、機械的に入所前に通所介護を組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。		R5.10
2	居宅介護支援・介護予防支援	給付管理について	月の途中で要支援から要介護に区分変更された場合、当該月の給付管理はどうなるか。	当該月の給付管理は月末に担当していた居宅介護支援事業所が行う。また、改めて「居宅・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出する必要がある。	当該月において、区分変更後に介護サービスを利用せず、結果として区分変更前の予防サービスのみ利用となった場合、区分変更前に担当していた介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が給付管理を行うこととなります。この場合、居宅介護支援事業所は「居宅・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」のサービス提供開始年月日を当該月と被らないように記入願います。	R5.10
3	居宅介護支援・介護予防支援	給付管理について	月の途中で要介護から要支援に区分変更された場合、当該月の給付管理はどうなるか。	当該月の給付管理は月末に担当していた介護予防支援事業所(地域包括支援センター)が行う。また、改めて「居宅・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出する必要がある。	当該月において、区分変更後に予防サービスを利用せず、結果として区分変更前の介護サービスのみ利用となった場合、区分変更前に担当していた居宅介護支援事業所が給付管理を行うこととなります。この場合、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)は「居宅・介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」のサービス提供開始年月日を当該月と被らないように記入願います。	R5.10
4	居宅介護支援・介護予防支援	月途中で要支援から要介護に区分変更した人の給付限度額や利用単位数について	月途中(例として、4月15日付)で要支援から要介護に区分変更した人の給付限度額や利用単位数はどうなるのか。	4/1~4/14が要支援で月額報酬の予防給付を受けたのであれば、その間のサービス利用は、日割計算で算出。 さらに、4/15~4/30の間は、要介護として介護給付の利用となる。 また、4/1~4/30の1月間の利用限度単位数は、「要介護」の限度単位数が適用され、4/14までの予防給付の利用単位と4/15からの介護給付の利用単位が合算となる。	月途中で介護度が変更になった場合、介護度が高い方の給付限度額が適用されます。	R5.10
5	居宅介護支援	月途中で要介護状態区分が変更となった人の請求について	月途中(例として、4月15日付)で要介護2から要介護3に区分変更となった場合、利用単位数や区分支給限度基準額はどうなるのか。	4/14までについては要介護2に応じた単位数で請求し、4/15からは要介護3に応じた単位数で請求。 また、4月分の区分支給限度基準額については、重い方の要介護状態区分である「要介護3」の区分支給限度基準額を適用となる。	月途中で介護度が変更になった場合、介護度が高い方の区分支給限度基準額が適用されます。	R6.9

6	居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	初回加算について	初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について教えていただきたい。	契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去2月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援を算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおいても同様の取り扱いとする。	初回加算はケアプランを新たに作成するにあたり、新たにアセスメント等を実施することを評価する加算だということをご留意願います。	R5.10
7	居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	給付管理について	月途中で、利用者が事業所を退所した場合において、居宅介護支援費は日割りとなるか。	居宅介護支援費、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費については、「日割り」は行わない。		R5.10
8	居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	モニタリングについて	利用者が月途中で死亡し、モニタリングが実施できなかった場合は減算になるか。	モニタリング予定日前に死亡した場合は、モニタリングにおける「特段の事情」に該当するので、減算にはならない。	「特段の事情」とは、利用者の事情により利用者の居宅を訪問することが困難な場合を指します。介護支援専門員に起因する事情は含まれないものとされています。	R6.9
9	居宅介護支援・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	モニタリングについて	介護支援専門員がインフルエンザ等に感染したため、または緊急入院等により訪問できなかった場合は減算になるか	事業所内で別のケアマネジャーが代理でモニタリングを実施すれば減算にならない。代理がない場合は減算となる。		R6.9
10	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	委託連携加算について	地域包括支援センター(介護予防支援事業所)から委託している介護支援事業所について、A居宅からB居宅に変更になったとき、委託連携加算の算定は可能か。	当該利用者に係る必要な情報を変更後の居宅介護支援事業所に提供し、介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、委託を開始した日の属する月に限り、算定を可能とする。		R5.10
11	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	初回加算について	地域包括支援センター(介護予防支援事業所)から委託している介護支援事業所について、A居宅からB居宅に変更になったとき、初回加算の算定は可能か。	委託された居宅支援事業所は変更になっても、当該介護予防事業所として初めて当該利用者を担当するわけではないので、初回加算を算定することはできない。		R5.10
12	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	初回加算について	転居等により地域包括支援センター(介護予防支援事業所)が変更となった場合は初回加算の算定は可能か。	介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当するわけなので、初回加算を算定することが可能である。		R5.10
13	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	初回加算について	事業対象者から要支援になった場合は初回加算は算定できるか。	算定できない。 ただし、過去2か月以上介護予防ケアマネジメント費が算定されておらず、当該利用者へ介護予防サービス計画を作成した場合は算定可。		R6.9
14	小規模多機能型居宅介護	緊急時の短期利用について	大雨や大雪などの緊急時、登録の方が個室以外の場所でパーテーションなどを使用し、プライバシーを確保した状態で宿泊サービスを利用したが、算定は可能なのか。	パーテーションや家具などで利用者同士の視線の遮断が確保され、宿泊面積が7.43㎡あり、プライバシーが確保された状態であれば算定は可能である。		R5.10

15	小規模多機能型居宅介護	月の途中から小規模多機能型居宅介護を利用した場合について	訪問介護や通所介護など他の居宅サービスを利用していた利用者が、月の途中から小規模多機能型居宅介護を利用した場合、その月の給付管理票の作成はどが行うのか。	利用者が月の途中から小規模多機能型居宅介護を利用し、かつ、その期間を除いて居宅介護支援を受けた場合には、居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、小規模多機能型居宅介護を含めた給付管理票を作成する。		R5.10
16	福祉用具貸与	家族の家での福祉用具貸与について	家族の家で福祉用具貸与をすることは可能か。	福祉用具貸与は、居宅における日常生活上の課題を解決すべき手段として、選定されるものであるため、原則として、生活の本拠たる居宅以外では算定できない。ただし、介護の必要性等の理由により、家族の家に生活の本拠を移す場合は、算定可能。		R5.10
17	福祉用具貸与	同種類の福祉用具貸与について	同種類の福祉用具を2つ貸与することは可能か。	必要に応じて可能。なお、必要性をケアプランに記載すること。	①事前に高齢障がい福祉課介護保険担当まで連絡すること。 ②個別に具体的な状況をみながら、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより慎重に判断される必要があります。また、ショートステイ先やデイサービス先でのみ利用する福祉用具貸与は介護保険の対象となりませんので、ご注意ください。	R5.10
18	福祉用具貸与	特殊寝台付属品(車いす付属品)のみの貸与について	特殊寝台付属品のみを貸与したいが対象となるか。なお、本体は所有している。	本体を所有しているということであれば、対象になる。なお、車いす付属品についても、同様の取り扱いとする。	付属品とは、特殊寝台や車いすと一体的に使用されるものに限られる点にご留意ください。	R5.10
19	福祉用具貸与	点滴ポールについて	特殊寝台付属品または車いす付属品として点滴ポールの貸与を受けることは可能か。	点滴ポールは治療用等医療の観点から使用するものであり、福祉用具貸与の対象外であるとされている。そのため、点滴ポールについては、基本的には治療用等医療の観点から使用するものと考えられ貸与対象外とする。ただし、個別の事例において点滴の使用が医療の観点からなされるものではなく、日常生活の場面で必要となる場合(胃ろうの方に対する栄養注入等)に限り貸与対象とする。		R5.10
20	福祉用具貸与	昇降座椅子について	軽度者の昇降座椅子貸与について、保険者裁量の書類の提出は必要か。	必要である。		R5.10
21	福祉用具貸与	車いすについて	軽度者の車いす貸与について、保険者裁量の提出は必要か。	不要である。福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じ居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所が適切に判断すること。また、ケアプランに必要性について記載すること。		R5.10
22	訪問介護	同居家族のいる利用者の生活援助について	同居家族が全員要介護または要支援認定を受けているが、保険者裁量の提出は必要か。	必要である。		R5.10
23	訪問介護	院内介助について	介護保険で院内介助を行う場合は、保険者裁量の提出は必要か。	必要である。		R5.10

24	訪問型サービス(総合事業)	月途中で事業所が休業した場合の算定について	サービス事業所が月途中で、休業になった場合、日割り計算を行うのか。	利用者と契約の解除をしていない場合、代替え日などを用意し、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わず、月定額で請求し、休業により利用回数等に影響がある場合は日割で計算し請求となる。		R5.10
25	訪問型サービス(総合事業)	事業者が一部の利用者に対して利用自肅を依頼した場合の算定について	事業者が一部の利用者に対して利用自肅を依頼(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の理由に限る。)した場合であっても、当該利用者に対しては日割りになるか。	日割りで計算すること。		R5.10
26	訪問型サービス(総合事業)	要支援2の方の週二回程度を超える利用について	要支援2の方で訪問型サービスを週3回利用することは可能か。	ケアプランに週3回利用しなければならない理由を記載し、必要性があれば算定することを可能とする。		R5.10
27	通所介護・通所リハビリテーション	複数の事業所の利用について	利用者が通所介護(通所リハ)事業所を複数利用することは可能か。	可能である。必要性をケアプランに明記すること。	※通所リハビリテーションについては、原則として1つの事業所しか利用できないが、やむを得ない場合はこの限りではないとされている。	R6.9
28	通所介護・通所型サービス(総合事業)	自宅以外の場所への送迎について	住所地と異なる親族の家などへの送迎は可能か。	原則は利用者の自宅以外に送迎することは認められない。ただし、送迎先が、毎日訪れ、食事や入浴等を行う日常生活の拠点となっている場合は自宅以外に送迎することも可能である。		R6.9
29	通所型サービス(総合事業)	月途中で事業所が休業した場合の算定について	サービス事業所が月途中で、休業になった場合、日割り計算を行うのか。	利用者と契約の解除をしていない場合、代替え日などを用意し、休業の影響を受けず、適切な利用回数等のサービスを提供された利用者については、日割り計算は行わず、月定額で請求し、休業により利用回数等に影響がある場合は日割で計算し請求となる。		R5.10
30	通所型サービス(総合事業)	事業者が一部の利用者に対して利用自肅を依頼した場合の算定について	事業者が一部の利用者に対して利用自肅を依頼(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の理由に限る。)した場合であっても、当該利用者に対しては日割りになるか。	日割りで計算すること。		R5.10
31	通所型サービスA	要支援1の利用回数について	要支援1の方が週2回通所型サービスAを利用することは可能か。	可能である。		R5.10
32	住宅改修費・福祉用具購入費	領収書について	領収書は写しでもよいか。	申請時に領収書の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	原本とは被保険者本人に渡す領収書のことです。	R5.10

33	住宅改修費・福祉用具購入費	領収書について	領収書の名義は、住宅の所有者でも問題はないか。	領収書の名義は必ず被保険者本人(申請者)となる。		R5.10
34	住宅改修費	段差解消機等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は支給対象外。なお、リフトについては移動式、固定式、または据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。		R5.10
35	住宅改修費	家族が行う住宅改修について	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修の支給対象とすることとされているため、この場合も一般的には材料費のみが支給対象となり、工賃等は支給対象外となる。		R5.10
36	住宅改修費	玄関から道路までの住宅改修について	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は支給対象となるか。	対象になる。なお、コンクリート舗装をする場合は導線部分のみ対象となる。		R5.10
37	住宅改修費	和式便器から洋式便器への取り替え	既存の和式便器を壊し、別な場所に洋式便器を設置する場合は支給対象となるか。	和式便器を洋式便器に取り替えたものとみなし、製品代と設置費用を支給対象とする。	住宅改修が必要な理由書に別な場所に設置する必要性を記載願います。	R5.10
38	住宅改修費	引き戸から引き戸への扉の取り換えについて	既存の引き戸が重く開閉が容易ではないので、引き戸から引き戸への取り替えは可能か。	可能である。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象外となる。		R5.10
39	住宅改修費	引き戸等への扉の取り換えについて	介助のスペースを広くするため、住宅改修でトイレの扉を内開きから外開きに変更することは可能か。	介助者のサポートがないと目的を達せられず、本人や介護する者の負担が軽減される場合は可能である。		R5.10
40	住宅改修費	和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。		R5.10

41	福祉用具購入費	既に購入した福祉用具が破損(汚損)し使用継続が困難な場合について	既に購入した福祉用具が破損(汚損)し使用継続が困難な場合は再度購入可能か。	<p>①部品交換により使用継続が可能な場合 →部品が支給対象となる。</p> <p>②部品交換が不可能で、使用継続には再購入が必要な場合 →利用者の状況に応じて判断となる。</p> <p>※部品交換で使用可能な場合は、原則部品交換を優先すること。</p>	必ず事前に高齢障がい福祉課介護保険担当までご連絡願います。	R5.10
42	福祉用具購入費	同一種目の福祉用具購入について	一年以上前に購入した福祉用具と、同一種目の福祉用具の購入は可能か。	<p>既に購入した物とは用途及び機能が著しく異なるものでない限り、同一種目の購入が認められるのは、</p> <p>①既に購入した福祉用具が破損した場合 ②被保険者の要介護度が著しく高くなった場合 ③その他特別な事情がある場合 等再購入が客観的にやむを得ないと判断される理由のある場合のみに限られる。</p>	必ず事前に高齢障がい福祉課介護保険担当までご連絡願います。	R5.10
43	福祉用具購入費	壁リモコンつき補高便座について	壁リモコンつき補高便座の壁リモコン部分は介護保険の対象となるか。	壁リモコンは本来の目的と異なるため、支給対象外となる。	壁リモコンを含んだ金額の領収証の場合は、但し書きにてリモコンの金額を記載してください。	R5.10
44	福祉用具購入費	自宅外での購入について	お泊りデイを居所として福祉用具の購入は可能か。	お泊りデイは自宅ではないため、福祉用具を購入できない。		R6.9